

〔平成二十七年九月三日
参議院内閣委員会〕

内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を
改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 複雑化・多様化した経済社会情勢の急速な変化等に対応するためには、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現することが求められる。そのため、今後も内閣官房及び内閣府の業務の在り方に加え、省庁の編成や国、地方の役割分担を再検討するなど業務の不断の見直しに積極的に取り組むこと。

二 特定の内閣の重要政策について、各省庁が総合調整事務を行うに当たっては、閣議において決定された基本的な方針を実効性あるものとするとともに当該省庁が所管の個別事業の利害や制約にとらわれ、内閣としての一体性を損なうことのないよう万全を期すること。

三 各省庁に特定の内閣の重要政策に関する総合調整機能が付与されることに鑑み、内閣及び内閣総理大臣がリーダーシップを発揮できるような確に補佐し、幅広い視野に立って総合調整事務を担うことができる人材の育成に取り組むとともに、府省の枠を超えて戦略的に人材を配置するなど、政府全体として適切な人事管理を推進すること。

四 今後の内閣官房及び内閣府への業務の追加に当たっては、関係省庁に総合調整等を行わせた場合の効果との比較・検討を行うなど、その必要性を十分勘案した上で判断するとともに、新たな業務を法律によつ

て追加する場合には、原則として、あらかじめ当該業務を行う期限を設けること。

五 内閣の重要政策に関する企画立案機能の強化に当たり、地域活性化や政府関係機関の地方移転の取組などを通じ、地方を含む関係者の意見や施策の現場の状況を十分に把握するよう努めること。

右決議する。